

(仮称) 久留米市総合都市プラザ設計者選定
公募型プロポーザル説明書

平成24年1月
久留米市

目 次

1 趣旨	・ ・ ・ ・	1
2 業務概要	・ ・ ・ ・	1
3 事業計画概要	・ ・ ・ ・	2
4 設計者選定の概要	・ ・ ・ ・	3
5 設計者選定への参加について	・ ・ ・ ・	4
6 代表企業応募者の協力事務所	・ ・ ・ ・	7
7 応募に対する制限	・ ・ ・ ・	7
8 失格要件	・ ・ ・ ・	8
9 費用負担	・ ・ ・ ・	8
10 手続等	・ ・ ・ ・	8
11 審査	・ ・ ・ ・	13
12 特定業務共同企業体について	・ ・ ・ ・	15
13 設計業務契約	・ ・ ・ ・	16
14 非選定理由の説明	・ ・ ・ ・	17
15 本業務に係る工事の受注に関する制限（受注資格の喪失）	・ ・ ・ ・	17
16 その他	・ ・ ・ ・	17

1 趣 旨

久留米市の都市力向上・発展に向け、また、心豊かな市民生活に向け、(仮称)久留米市総合都市プラザを、県南の中核都市としての求心力を象徴する核施設として、また、市民が愛着と誇りを持てる施設となるよう整備を目指していきます。

設計者の選定にあたっては、基本計画などの内容を十分理解し、その基本的な考え方に沿って優れたアイデアと卓越した知識・技術を持ち、さらに、設計の過程において、市民や行政等と一緒に計画を作り上げていく能力を持った者を選定することが重要であると考えています。

このことを踏まえ、(仮称)久留米市総合都市プラザの設計について広く技術提案を求め、設計者の提案内容及び能力・適性等を総合的に判断し、本業務に最も適した設計者を選定するため公募型プロポーザルを実施します。

2 業務概要

- (1) 業務名称：(仮称)久留米市総合都市プラザ基本設計業務
(仮称)久留米市総合都市プラザ実施設計業務
- (2) 業務内容：
六ツ門8番街地区(再開発事業施行エリア)及び9番街地区(六角堂広場エリア)の施設建築物並びに両街区間連絡通路(地下及び地上部分)設置に係る以下の業務とします。
 - ① 建築・設備・土木・造園の基本設計及び実施設計一式
 - ② ホールの舞台、客席設備機構、照明設備、音響設備等の舞台特殊設備の基本設計及び実施設計一式
 - ③ 上記の積算業務一式
 - ④ それに伴う諸手続き等一式(関係官庁等法的申請書類作成等)
 - ⑤ その他業務特記仕様書による
- (3) 契約方法：業務委託契約にあたっては、当初は基本設計業務のみを契約するものとします。
実施設計業務については、基本設計業務履行後、別途契約するものとします。
- (4) 業務契約及び履行期間：
 - ア 「(仮称)久留米市総合都市プラザ基本設計業務」
：契約締結の翌日から起算して概ね150日間(予定)
 - イ 「(仮称)久留米市総合都市プラザ実施設計業務」
：基本設計業務履行後、久留米市が別途指示する期日から起算して概ね180日間(予定)
- (5) 発注者：久留米市

3 事業計画概要

(1) 計画地等

街 区	8 番街地区	9 番街地区
所在地	福岡県久留米市六ツ門町 8 番	福岡県久留米市六ツ門町 9 番
敷地面積	約6,800㎡	約4,000㎡
周 辺 道 路 幅 員	久留米駅東町線（北側道路）：36m	久留米駅東町線（北側道路）：36m
	東櫛原町野伏間線（西側道路）：25m	市道D104号線（東側道路）：7m
	市道D106号線（南側道路）：8m	市道D106号線（南側道路）：8m
	市道D103号線（東側道路）：8m	市道D103号線（西側道路）：8m
実施事業	第一種市街地再開発事業	—
事業施行者	六ツ門 8 番街地区市街地再開発組合 （予定）	久留米市
地域・地区	商業地域・防火地域	商業地域・防火地域
指定建ぺい率	80%（角地及び防火地域内の耐火建築物の場合100%）	80%（角地及び防火地域内の耐火建築物の場合100%）
指定容積率	500%	500%
その他	駐車場整備地区	駐車場整備地区
	高度利用地区	—
	第一種市街地再開発事業の都市計画 （区域面積：約11,450㎡）	—

(2) 配置計画・建物規模等

ア 8番街地区と9番街地区を総合的・一体的に計画するものとします。

なお、両街区間の市道D103号線の地上（架空）及び地下部分の一部分に、「連絡通路」を設置して利用するものとします。

イ 規模等については、下記（3）の計画概要資料における「（仮称）久留米市総合都市プラザ基本計画」に定める内容に則して提案してください。

なお、今回の設計者の選定における提案内容は、優れた考え方や高度な技術力をもつ設計者を選定するための「案」であり、基本設計業務の過程において、変更となる場合があります。

(3) 計画概要資料

- ア （仮称）久留米市総合都市プラザ整備計画～新たなにぎわい空間の創出に向けて～
- イ （仮称）久留米市総合都市プラザ基本計画
- ウ 敷地及び周辺の現況等資料

4 設計者選定の概要

(1) 選定方式

「公募型プロポーザル方式」で行います。

(2) 選定委員会

選定に係る審査は、下記の学識経験者及び行政関係者で組織する「(仮称)久留米市総合都市プラザ設計者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行います。

氏 名	所属及び役職
大 森 洋 子	久留米工業大学教授
齋 藤 豊 治	九州大谷短期大学教授
坂 井 猛	九州大学教授
竹 下 輝 和	九州大学教授
藤 本 一 壽	九州大学教授
橋 本 政 孝	久留米市副市長

(五十音順)

(3) 設計者選定までのスケジュール (予定)

	期 日	項 目 及 び 応 募 者	
		【代表企業応募者】	【市内応募者】
1	平成24年1月13日(金)	手続き開始の公示	手続き開始の公示
2	平成24年1月16日(月)	説明書等の交付開始	説明書等の交付開始
3	平成24年1月20日(金)	参加表明書等に係る 質問書の提出期限	参加表明書等に係る 質問書の提出期限
4	平成24年1月25日(水)	参加表明書等に係る 質問書に対する回答	参加表明書等に係る 質問書に対する回答
5	平成24年1月30日(月)	参加表明書等の提出期限 (実施方針書を含む)	参加表明書等の提出期限
6	平成24年2月上旬	〈審 査〉	〈審 査〉
		第一次審査 参加表明書等審査 (書類審査) 技術提案書等提出要請者を 5者程度選定	参加表明書等審査 (書類審査)
7	平成24年2月上旬	第一次審査結果 公表・通知	参加表明書等審査結果 公表・通知
8	平成24年2月中旬	技術提案書等に係る 質問書の提出期限	技術提案書等に係る 質問書の提出期限

9	平成24年2月下旬	技術提案書等に係る 質問書に対する回答	技術提案書等に係る 質問書に対する回答
10	平成24年3月下旬	第二次審査技術提案書等の 提出期限	技術提案書等の提出期限
11	平成24年3月下旬	〈審査〉	〈審査〉
		第二次審査 技術提案書等審査及びプレゼン テーション・ヒアリング実施 最優秀者1者、優秀者（次点者） 1者を選定	技術提案書等審査 （書類審査） 成績の高い順に、最優秀者1グ ループ、優秀者（次点者）1グ ループを選定
12	平成24年4月上旬	選定結果の公表・通知	選定結果の公表・通知

5 設計者選定への参加について

(1) 参加資格

【代表企業応募者】

今回のプロポーザル方式による設計者の選定に参加する代表企業応募者は、次の資格を全て満たさなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5及び第167条の11並びにそれらに基づく久留米市競争入札参加者資格（平成7年告示第63号）の規定に該当しないこと。

イ 久留米市の平成23・24年度の業務委託に係る競争入札参加資格を有する者で、「建築設計」に登録のある者。ただし、当該登録がされていない場合でも、参加表明書の提出期限までに「（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定に係る公募型プロポーザル方式参加資格審査申請書」を提出すること。なお、参加資格審査の結果については、第一次審査（書類審査）結果の公表及び通知までに別途通知する。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に登録されている建築事務所の開設者であること。この場合において、開設者が当該事務所において一級建築士を5人以上（当該事務所の開設者が一級建築士である個人の場合は、4人以上とする。）使用していること。

エ 久留米市が行う指名競争入札に係る指名停止措置を講じられていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立がなされている者でないこと。

カ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けている者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が常態として行われているものと認められる者でないこと。

ク 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が、常態として行われているものと認められる者でないこと。

ケ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者であきらかに請負者（受注者）として不適当であるとみとめられるものでないこと。

- コ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する、親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、同一並びに他方の枠に両者が参加することはできない（どちらか一方の参加は可能）。
- サ 一方の法人の役員が、他方の法人の役員を現に兼ねている場合、同一並びに他方の枠に両者が参加することはできない（どちらか一方の参加は可能）。
- シ 平成8年4月1日から公示日までに、国内において元請として、下記①から③の全て（別々の業務でも可）の主要業務（同種）の基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。ただし、特定業務共同企業体であった場合は、構成員の代表者（原則として出資比率が50%以上のもの。以下「共同企業体代表者」という。）としての実績とする。

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（い）欄(1)項に掲げる用途の建築物（集会場にあっては、オーデトリウムを有するものに限る。）で、ホール客席1,000席以上（複数のホールを有する場合は、その最大客席数）を有する施設建築物
- ② 延べ床面積10,000㎡を超える施設建築物
- ③ 市街地再開発事業にかかる施設建築物
（「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条1項1号に定める事業をいう。）

※ ①～③について、条件を満たすことを証する書類（契約書、完了検査結果通知書、設計図書、工事概要書）等の業務実績が把握することが出来る書類の写しを、それぞれ提出してください。

【市内応募者】

今回のプロポーザル方式による設計者の選定に参加する市内応募者の各構成員は、次の資格を全て満たさなければなりません。

- ア 前記5（1）アからイ及びエからサに掲げる資格を全て満たしている者。
- イ 久留米市内に、本社（店）を有すること。
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。

(2) 参加条件

【代表企業応募者】

今回のプロポーザル方式による設計者の選定に参加する代表企業応募者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- ア 「単体企業」で、参加表明書を提出すること。
- イ 「管理技術者」（※注1）及び各分担業務分野（※注2）の「主任担当技術者」（※注3）は、それぞれ1名ずつ配置することができること。
- ウ 「管理技術者」及び「建築意匠主任担当技術者」は、一級建築士を配置することができること。
- エ 「管理技術者」及び「建築意匠主任担当技術者」は、参加表明書の提出時点において、代表企業応募者に所属していること。配置する「管理技術者」及び「建築意匠主任担当技術者」は、参加表明書提出日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- オ 「管理技術者」は、各分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。
又、「各分担業務分野の主任担当技術者」についても、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。
- カ 「管理技術者」は、前記5（1）シにおける①から③の実績のうち、①及び②又は②及び③に該当するいずれかの建築物の基本設計業務又は実施設計業務を、一級建築士として履行し、「管理技術者」又は「建築意匠主任担当技術者」として担当した者を、配置することができること。
- キ 「建築意匠主任担当技術者」は、前記5（1）シにおける①から③の実績のうち、①及び②又は②及び③に該当するいずれかの建築物の基本設計業務又は実施設計業務を、一級建築士として履行した実績を有していること。
- ク 「構造主任担当技術者」は、構造設計一級建築士を配置することができること。
又、前記5（1）シにおける①から③の実績のうち、いずれかの建築物の基本設計又は実施設計を、構造設計一級建築士又は一級建築士として履行した実績を有していること。
- ケ 「建築積算主任担当技術者」は、(社)日本建築積算協会に建築コスト管理士又は建築積算士として登録した者を、配置することができること。
又、前記5（1）シにおける①から③の実績のうち、いずれかの建築物の「公共建築工事積算基準」に基づく基本設計又は実施設計業務の実績を有していること。
- コ 「電気設備主任担当技術者」及び「機械設備主任担当技術者」は、いずれかに設備設計一級建築士を配置することができること。
又、前記5（1）シにおける①から③の実績うち、いずれかの基本設計又は実施設計を、設備設計一級建築士、設備関連専門分野の技術士又は建築設備士として履行した実績を有していること。
- サ 「造園主任担当技術者」は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（造園部門）、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）のいずれかの資格を有していること。
- シ 「土木主任担当技術者」は、技術士（建設部門又は総合技術監理部門）、RCCM、土木学会上級技術者、土木学会一級技術者のいずれかの資格を有していること。

※注1：「管理技術者」とは、業務の技術上の管理及び統轄を行う者をいう。

※注2：「分担業務分野」の分類は、「建築意匠」、「構造」、「積算」、「電気設

備」「機械設備」、「土木」、「造園」とし、提出者においてこれ以外の分
担業務分野を追加することは差し支えありません。

※注3：「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技
術者を総括する役割を担う者をいう。

【市内応募者】

今回のプロポーザル方式による設計者の選定に参加する市内応募者は、久留米市内に本
社（店）を有する3者以上5者以内により構成されたグループで、参加表明書等を提出し
て下さい。

ただし、今回のプロポーザル方式による設計者の選定に係る他のグループの構成員とな
ることはできません。

6 代表企業応募者の協力事務所

(1) 代表企業応募者は、本業務に関して協力者を加えることができますが、その協力者は管
理技術者及び建築意匠主任担当技術者となることはできません。

また、以下の内容については、協力者の業務として実施できないこととします。

ア 企画・構想立案のマネジメント

イ 設計の中核となる図面の作成

ウ 打合せ及び内容説明

(2) 協力者となった者及びその者の所属する事務所は、今回のプロポーザル方式による設計
者の選定に関して代表企業応募者並びに市内応募者として参加することはできません。なお、
複数の応募者の協力事務所になることは可とします。

※「協力事務所」とは、業務の一部を委託し又は請け負わせる事務所をいう。

7 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、今回のプロポーザル方式による設計者の選定に参加することは
できません。

(1) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）。

(2) 選定委員が属する企業又はその企業と資本金若しくは人事面において関連がある者。

(3) 選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する
者。

(4) 選定委員が大学に所属する場合、その選定委員の研究室に現に所属する者。

8 失格要件

次の事項に一つでも該当する場合は、失格となります。

なお、市内応募者にあつては、グループの各構成員が次の要件の一つでも該当する場合は、グループとして失格となります。

- (1) 提出資料が、本説明書等の提出方法に適合しない場合。
- (2) 提出資料が、本説明書等に示された条件に適合しない場合。
- (3) 提出資料に、本説明書等で示した表現以外の表現方法が用いられている場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 選定委員又は関係者等と、今回の設計者の選定に関する接触を求めた場合。
- (6) 代表企業応募者にあつて、プレゼンテーション・ヒアリング時に、提案チーム担当者以外の者が出席した場合。
- (7) その他、本説明書等に違反する等、選定委員会が不適格と認めた場合。
- (8) 参加資格審査の結果通知により参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合、その他参加資格及び参加条件の要件を満たさなくなった場合。
- (9) 第三者の著作権を侵害する提案をした場合。

9 費用負担

- (1) 参加表明書等、技術提案書等、今回の設計者の選定に関する書類等の作成及び提出に係る費用は、全て参加表明者の負担とします。
ただし、代表企業応募者の選定にあつて、第二次審査の技術提案書等の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加要請者のうち、本業務の設計者とならなかった者に対しては、市はそれぞれ 20 万円（消費税及び地方消費税を含む）を支払います。
- (2) 支払いの方法等については、本業務の契約締結後、事務局より通知します。

10 手続等

- (1) 事務局

【プロポーザル方式による選定全般に関すること】

久留米市 都市建設部 まちなか整備課
〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3
電話：0942-30-9168（直通） FAX：0942-30-9714
URL <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>
E-mail：machisei@city.kurume.fukuoka.jp

【参加資格登録に関すること】

久留米市 総務部 契約課（工事担当）
〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3
電話：0942-30-9171（直通） FAX：0942-30-9713
URL <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>
E-mail：keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp

(2) 参加表明書・参加資格審査申請書等の交付場所及び交付方法等

【プロポーザル方式による選定全般に関すること】

「参加表明書等」及び「技術提案書等」など、プロポーザル方式による選定全般に参加するために必要となる書類と、前記3(3) 計画概要資料は、次のとおり交付します。

ア 交付期間：平成24年1月16日（月）午後1時から平成24年1月30日（月）午後5時まで
※事務局窓口での交付の場合は、交付期間初日を除き、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

イ 交付場所：上記(1)の事務局（まちなか整備課）

ウ 交付方法：

① 事務局窓口において入手

② 久留米市ホームページからの入手

ホームページのURLは、前記(1)のとおりです。資料の電子データを掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

【参加資格登録に関すること】

(仮称)久留米市総合都市プラザ設計者選定に係る公募型プロポーザル方式参加資格審査申請書など、参加資格登録に関する書類は、次のとおり交付します。

ア 交付期間：平成24年1月16日（月）午後1時から平成24年1月24日（火）午後5時まで
※事務局窓口での交付の場合は、交付期間初日を除き、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

イ 交付場所：上記(1)の事務局（契約課）

ウ 交付方法：

① 事務局窓口において入手

② 久留米市ホームページからの入手

ホームページのURLは、前記(1)のとおりです。資料の電子データを掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

(3) 参加表明書・参加資格審査申請書等の提出手続

【プロポーザル方式による選定全般に関すること】

ア 提出期間：平成24年1月16日（月）から平成24年1月30日（月）まで
※事務局窓口を持参する場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）。

イ 提出場所：事務局

ウ 提出方法：

① 提出期間内に、事務局（まちなか整備課）に直接持参又は郵送により提出してください。

② 郵送（配達証明付書留郵便に限ります。）の場合は、提出期間内に必着することとします。

③ 提出書類の電子データを収録したCDを、提出書類と併せて提出してください。
CDのみでの提出は受けません。

④ 事務局による提出書類の受領確認後、「参加表明書等受領書」を交付します。
なお、郵送提出の場合は、返信用封筒（定形・80円切手を貼付、送付先を記載）を

併せて、提出してください。

エ 提出書類及び提出部数：（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定公募型プロポーザル提出書類作成要領並びに様式集備考欄による

オ 作成及び提出上の注意事項：（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定公募型プロポーザル提出書類作成要領並びに様式集備考欄による

※本プロポーザルでは、参加表明時に業務実施方針書等（様式13、様式14）の提出を求めます。

【参加資格登録に関すること】

ア 提出期間：平成24年1月16日（月）から平成24年1月24日（火）まで

※ 事務局窓口を持参する場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）。

イ 提出場所：事務局

ウ 提出方法：

① 提出期間内に、事務局（契約課）に直接持参又は郵送により提出してください。

② 郵送（配達証明付書留郵便に限ります。）の場合は、提出期間内に必着することとします。封筒に「参加資格申請書（都市プラザ）在中」と記載してください。

エ 提出部数：（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定に係る公募型プロポーザル方式参加資格審査申請要領による

オ 作成及び提出上の注意事項：（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定に係る公募型プロポーザル方式参加資格審査申請要領による

(4) 技術提案書等の提出要請者の決定及び通知

ア 提出された参加表明書等により、参加資格及び参加条件等の基準を満たす者の中から、前記4(2)の「選定委員会」の選考を得て、技術提案書等を要請する者を決定します。

なお、代表企業応募者（第一次審査）にあつては「5者程度」を予定とし、市内応募者にあつては、参加表明書等により参加資格及び参加条件等の基準を満たす者とし、

イ 審査の結果は、久留米市ホームページに公表するほか、代表企業応募者及び市内応募者に対し、技術提案書等の提出を郵送にて書面で要請（以下、「技術提案書提出要請書」という。）するものとし、技術提案書等の提出を要請しないことを決定した者についても、郵送にて書面で通知します。

なお、審査結果の公表・通知は、平成24年2月上旬を予定しています。

ウ 技術提案書等の提出を要請する代表企業応募者（第一次審査通過者）に対して、技術提案書提出要請書と一緒にプレゼンテーション・ヒアリングの開催日時・場所等、必要な事項については後日、郵送にて通知します（代表企業応募者のみ）。

(5) 技術提案書等の提出手続

ア 提出期限：平成24年3月下旬（予定）（技術提案書提出要請書時に連絡）

※ 受付時間：

事務局窓口を持参する場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）。

イ 提出場所：事務局

ウ 提出方法：

- ① 提出期限までに、事務局に直接持参又は郵送により提出してください。
- ② 郵送（配達証明付書留郵便に限ります。）の場合は、提出期限までに必着することとします。
- ③ 提出書類の電子データを収録したCDを、提出書類と併せて提出してください。CDのみでの提出は受けません。
- ④ 事務局による提出書類の受領確認後、「技術提案書等受領書」を交付します。
なお、郵送提出の場合は、返信用封筒（定形・80円切手を貼付、送付先を記載）を併せて、提出してください。

エ 提出書類及び提出部数：（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定公募型プロポーザル提出書類作成要領並びに様式集備考欄による

オ 技術提案書作成に係る提案課題について

技術提案書には、次の課題についての考え方を記載してください。

【代表企業応募者】

- A 市民が愛着と誇りを持って、賑わいと憩いが調和するランドマーク施設（エリア）の全体像を提案してください
- B 基本計画における4つの機能（文化芸術振興拠点・広域交流促進拠点・商業拠点・賑わい交流拠点）を、次世代育成という視点も考慮し、実現する方策について提案して下さい
- C 周辺施設並びに交通拠点から施設への人・自動車・公共交通等あらゆる交通動線と交通処理の提案をして下さい
- D 地球環境への負荷を低減するエネルギー方策の導入と、建築設備の更新への対応・維持管理のしやすさやライフサイクルコストの縮減に配慮した建築計画について提案して下さい

【市内応募者】

- E 地域特性や地域資源の活用について提案して下さい
- F 特定業務共同企業体結成における代表企業応募者との協力体制等について提案して下さい

カ 技術提案書等の作成及び提出上の注意事項

- ① 代表企業応募者は、前記、オのAからDの各提案課題についての提案を、課題ごとに様式16-A～D（日本工業規格A3横用紙）で、各1枚以内にて作成してください（計4枚作成）。
- ② 市内応募者は、前記オのE及びFの提案課題についての提案を、課題ごとに様式⑤-E～F（日本工業規格A3横用紙）で、各1枚以内にて作成してください（計2枚作成）。
- ③ 技術提案書等の記載内容を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図（着色・彩色可）は使用できますが、具体的な設計図、模型は使用できません。

(6) 質問書の提出手続等

以下により質問書を提出することができるものとします。

ア 提出期間

①参加表明書等にかかる質問期間については、平成24年1月16日（月）から平成24年1月20日（金）までとします。

②技術提案書等にかかる質問期間については、平成24年2月上旬から中旬に設けます。詳細な期間は技術提案書提出要請書と共に通知します。

※ 事務局窓口に持参する場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）。

イ 提出場所：事務局

ウ 提出方法：

① 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、「質問書（様式17又は様式⑥）」を作成し、Eメール又は郵送で、事務局へ提出してください。なお、電話、FAX、口頭等による質問は受けません。

② 質問書には、担当の部署・担当者氏名・電話・FAX番号及びEメールアドレスを併記してください。

③ a Eメールの場合、事務局アドレスに添付ファイルで提出してください。

なお、送信後は速やかに、必ず電話にて事務局に着信の確認をしてください。事務局で、質問書の添付されたEメール受信を確認次第、受信した旨をEメールでお知らせします。

b 郵送（配達証明付書留郵便に限ります。）の場合は、提出期間内までに必着すること。

エ 回答期限及び回答方法：

①参加表明書等にかかる質問書に対する回答については、一括して質問回答書としてとりまとめを行ったうえで、平成24年1月25日（水）午後5時までに、久留米市ホームページに掲載します。

②技術提案書等にかかる質問書に対する回答については、一括して質問回答書としてとりまとめを行ったうえで、平成24年2月下旬（予定）に、久留米市ホームページに掲載します。詳細な期日は技術提案書提出要請書と一緒に通知します。

11 審査

(1) 【代表企業応募者】第一次審査（書類審査）

ア 評価基準

評価項目	配点	評価事項
事務所の業務経験及び能力	30点	① 主要（同種）業務実績数及び適応性 ② 受賞実績 ③ 技術者数・技術力
担当技術者の経験及び能力	60点	① 管理技術者及び建築意匠主任担当技術者及び各主任担当技術者等（協力者を含む）の資格・経験・主要（同種）業務実績・受賞歴・業務の繁忙度
業務の実施方針	10点	① 取組体制 ② 業務実施方針の妥当性 ③ 工程計画・動員計画の妥当性等

イ 選定

提出された参加表明書等を選定委員会にて審査し、第二次審査の技術提案書等の提出及びプレゼンテーション・ヒアリングへの参加を要請する者を、5者程度選定します。

ウ 結果の公表及び通知

第一次審査（書類審査）の経過及び結果は、久留米市ホームページで公表するほか、参加表明書等を提出した全ての代表企業応募者に対し、郵送にて書面で通知します。

なお、第一次審査結果の公表・通知は、平成24年2月上旬を予定しています。

(2) 【代表企業応募者】第二次審査（技術提案等審査及びプレゼンテーション・ヒアリング）

ア 評価基準

評価項目	配点	評価事項
提案内容、プレゼンテーションの内容	200点	① 業務の理解度 ② 課題に対する的確性・創造性・実現性 ③ 取組意欲等

イ 代表企業最優秀者（設計予定者）の選定

第一次審査により選定された者を対象に、提出された技術提案書等の各提案内容（技術提案等）を 創造性・的確性・実現性などの観点により審査及びプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

選定委員会は、第二次審査での得点に第一次審査の得点を加算し、最も高い得点の提案者を代表企業最優秀者として1者、次に高い得点の提案者を代表企業優秀者（次点者）を1者選定します。

ウ 代表企業応募者選定における第二次審査のうち、プレゼンテーション及びヒアリングのみ公開で行います。

エ プレゼンテーション及びヒアリングの際の留意事項

① プレゼンテーション及びヒアリングでは、提出された参加表明書等（様式13及び様式14）及び技術提案書（様式16-A～D）の内容説明のために、拡大パネル（A1版）、パワーポイントを用いた資料を使用出来ませんが、追加資料の提出、使用は一切認めません。

② パワーポイントを使用する場合、パソコン及びプロジェクタは、各自で用意してください。

オ 結果の公表及び通知

第二次審査結果及び講評は、久留米市ホームページで公表するほか、第二次審査に参加した全ての者に対して、郵送にて書面で通知します。

なお、第二次審査結果の公表・通知は、平成24年4月上旬を予定しています。

詳細な期日は、第二次審査時に連絡します。

(3) 【市内応募者】参加表明書等審査（書類審査）

ア 選定

提出された参加表明書等の参加資格及び参加条件等の基準を満たす者を選定し、技術提案書等の提出を要請します。

イ 結果の公表・通知

参加表明書等審査（書類審査）の経過及び結果は、久留米市ホームページに公表するほか、参加表明書を提出した市内応募者に対し、技術提案書等の提出を郵送にて書面で要請するものとし、技術提案書等の提出を要請しないことを決定した者についても、郵送にて書面で通知します。

なお、審査結果の公表・通知は、平成24年2月上旬を予定しています。

(4) 【市内応募者】技術提案書等審査（書類審査）

ア 評価基準

評価項目	配点	評価事項
グループの能力	30点	① 主要業務実績 ② 技術者数・技術力等
提案内容	70点	① 業務の理解度 ② 技術提案の的確性・創造性・実現性等

イ 市内最優秀者等の選定

参加表明書等や技術提案書等による書類審査を、選定委員会において実施し、最も得点の高い者を市内最優秀者として1グループ、次に得点の高い者を市内優秀者(次点者)として1グループ選定します。

なお、市内応募者に関しては、書類審査のみで選定を行います。

ウ 結果の公表及び通知

審査結果及び講評は、代表企業最優秀者等の公表と同日に、久留米市ホームページに公表するほか、技術提案書等を提出した全ての市内応募者に対し、郵送にて書面で通知します。

なお、技術提案書等審査結果の公表・通知は、平成24年4月上旬を予定しています。詳細な期日は技術提案書提出要請書と一緒に通知します。

12 特定業務共同企業体について

特定業務共同体の組成については、次のとおりとします。

- (1) プロポーザル方式による設計者選定の結果、前記11.(2)イにより代表企業最優秀者に選定された者は、前記11.(4)イにより市内最優秀者に選定されたグループの各構成員と協議を行った上、代表企業最優秀者を共同企業体代表者とする「特定業務共同企業体」を結成するものとします。
- (2) 上記(1)において、両者の協議の結果、正当な理由により、代表企業最優秀者が市内最優秀者と「特定業務共同企業体」を結成することができない場合については、久留米市長の承認を受けることとします。
- (3) 市内最優秀者が参加資格要件等を満たさない、失格要件に該当する、又は上記(2)により特定業務共同企業体を結成することができないと認められた場合には、市内優秀者(次点者)が協議する資格を得ることとします。

代表企業最優秀者は、市内優秀者(次点者)に選定されたグループの構成員と協議を行った上、代表企業最優秀者を共同企業体代表者とする「特定業務共同企業体」を結成するものとします。
- (4) 代表企業最優秀者が、参加資格要件等を満たさない、又は失格要件に該当すると認められた場合には、代表企業最優秀者としての資格を取り消し、代表企業優秀者(次点者)が協議する資格を得ることとします。

代表企業優秀者(次点者)は、市内最優秀者に選定されたグループの構成員と協議を行った上、代表企業優秀者(次点者)を共同企業体代表者とする「特定業務共同企業体」を結成するものとします。
- (5) 上記(4)において、両者の協議の結果、正当な理由により、代表企業優秀者(次点者)が、市内最優秀者と「特定業務共同企業体」を結成することができない場合については、久留米市長の承認を受けることとします。この場合市内最優秀者としての資格を取り消し、市内優秀者(次点者)が協議する資格を得ることとします。
- (6) 上記(5)の場合 代表企業優秀者(次点者)は、市内優秀者(次点者)と協議を行った上、代表企業優秀者(次点者)を共同企業体代表者とする「特定業務共同企業体」を結成するものとします。両者の協議の結果、正当な理由により、代表企業優秀者(次点者)が、市内優秀者と特定業務共同企業体を結成することができない場合については、久留米市長の承認を受けることとします。

この場合は両者、資格を取り消し、再度プロポーザル方式による設計者選定の手続きを実施するものとします。
- (7) 「特定業務共同企業体」を結成したものは、久留米市が指定する日までに「特定業務共同企業体協定書(原本)」を提出し、久留米市長の承認を得なければなりません。
- (8) 特定業務共同企業体の共同企業体代表者以外の市内応募者グループにおける出資比率合計は20%以上とし、共同企業体代表者の出資比率は、50%以上とする。
- (9) 市内応募者グループの各構成員における出資比率は概ね均等であることとします。

13 設計業務契約

設計業務契約について、次のとおりとします。

(1) 契約

久留米市長は、上記12により結成・承認をした「特定業務共同企業体」と、業務契約の締結交渉を行います。

契約合意に至らない場合は再度プロポーザル方式による設計者選定の手続きを実施するものとします。

(2) 業務契約及び履行期間

久留米市長の承認を得た「特定業務共同企業体」と契約（随意契約）を予定している業務契約の名称及び履行期間は、以下のとおりです。

ア （仮称）久留米市総合都市プラザ基本設計業務

：契約締結の翌日から起算して概ね150日間（予定）

イ （仮称）久留米市総合都市プラザ実施設計業務

：基本設計業務履行後、久留米市が別途指示する期日から起算して概ね180日間（予定）

(3) 業務内容

現時点で予定している業務の内容は、以下のとおりです。

ア （仮称）久留米市総合都市プラザ基本設計業務

① 前記2(2)に掲げる項目の基本設計業務一式

② a 各種説明会、会議への参加・協力

b コスト縮減、環境配慮型官庁施設計画指針等、省エネ化に関する検討書の作成（維持管理費・機器更新を加味したライフサイクルコストの試算、縮減手法のシミュレーション等を予定）

c その他、参考資料の作成等

イ （仮称）久留米市総合都市プラザ実施設計業務

① 前記2(2)に掲げる項目の実施設計業務一式

② 上記ア②に掲げる項目の業務一式

(4) 委託料

ア （仮称）久留米市総合都市プラザ基本設計業務

平成23年度予算額（120,000千円）を上限とし、平成21年国土交通省告示第15号により定めた本市の基準に基づき算出した予定価格以内とします。

イ （仮称）久留米市総合都市プラザ実施設計業務

基本設計終了後、本市の基準によって定める予定価格以内とします。

(5) 支払条件

前払金 有り（契約金額の30%以内）

部分払 無し

14 非選定理由の説明

参加表明書等を提出した者及び技術提案書等を提出した者への非選定理由の説明

ア 参加表明書等を提出した者のうち、技術提案書等の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を、書面により通知します。又、技術提案書等を提出した者のうち、技術提案書等を選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を、書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含めない。）以内に書面により、その理由についての説明を求めることができます。なお、回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行います。

15 本業務に係る工事の受注に関する制限（受注資格の喪失）

今回の設計者選定の結果、本業務を受注した特定業務共同企業体の各構成員（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が、製造業及び建設業の企業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできません。

16 その他

- (1) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- (2) 契約書作成の要否： 要
- (3) 入札保証金： 久留米市契約事務規則による
- (4) 契約保証金： 久留米市契約事務規則による
- (5) 本説明書に定める手続き以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者に問い合わせ等を行うことはできません。
- (6) 久留米市は今回のプロポーザル方式による設計者選定に関して提出された全ての書類に関して無償で使用、複製、頒布、展示、翻案する権利を有するものとします。
- (7) 設計者に特定された代表企業応募者及び市内応募者から提出された技術提案書は、契約締結後、公開します。
- (8) 参加表明書及び技術提案書（拡大パネルを含む）等の提出書類は返却しません。
- (9) 今回のプロポーザル方式による設計者選定への応募者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、久留米市長の承諾を得てください。

- (10) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては、受付けません。
- (11) 参加表明書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書等又は技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあります。
- (12) 提出期限以降における参加表明書等及び技術提案書等の差替え及び再提出は認めません。又、参加表明書等及び技術提案書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければなりません。
- (13) 参加表明書等及び技術提案書等の提出は、1者につき1応募とする。
- (14) 選定された技術提案書等は、本業務の設計者を選定するためのものであり、本設計業務の実施にあたって、技術提案書等に記載された考え方を反映することとしますが、久留米市からの指示及び久留米市との協議を優先して業務を実施するものとします。
- (15) 業務の実績及び過去の受賞歴については、建築関係建設コンサルタント業務のうち、日本国内での業務とします。なお、受賞歴は、国・地方公共団体、社団法人日本建築学会、社団法人建築業協会又は社団法人公共建築協会等の公的又は公益的機関による建築作品（完成又は完成予定のもの）とします。
- (16) 技術提案書等の提出者は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有することとします。

以 上